

◎職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第3号）

- 1 国立大学法人法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（附則第8項関係）
- 2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第4号）

- 1 防疫等作業手当の支給限度額を引き上げることとした。（第4条関係）
- 2 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴い、所要の整備をすることとした。（第5条の3関係）
- 3 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第7条関係）
- 4 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎流域下水道事業の設置等に関する条例及び知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例（条例第5号）

- 1 地方自治法及び地方自治法施行令の一部改正に伴い、次に掲げる条例について所要の整備をすることとした。
 - (1) 流域下水道事業の設置等に関する条例（第1条関係）
 - (2) 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（第2条関係）

- 2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県手数料条例の一部を改正する条例（条例第6号）

- 1 移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をする者であって当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規定による許可を受けたものに係る高圧ガス製造許可申請について手数料の額を定めることとした。（別表第1関係）
- 2 次に掲げる手数料を増額することとした。（別表第1関係）
 - (1) 危険物取扱者試験手数料
 - (2) 危険物取扱者保安講習手数料
 - (3) 消防設備士試験手数料
- 3 その他所要の整備をすることとした。（別表第6、別表第7関係）
- 4 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。ただし、2は、同年5月1日から施行することとした。（附則関係）

◎新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金条例の一部を改正する条例（条例第7号）

- 1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時基金条例の有効期限を令和11年3月31日まで延期することとした。（附則第2項関係）
- 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県附属機関条例の一部を改正する条例（条例第8号）

- 1 知事の附属機関として岩手県環境保全型農業直接支払制度推進委員会を設置することとした。（別表第8関係）
- 2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（条例第9号）

- 1 児童福祉法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第4条関係）
- 2 その他所要の整備をすることとした。（第6条関係）
- 3 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例（条例第10号）

1 この条例の施行後5年を目途として、岩手県産業廃棄物税条例の施行状況について検討を加えることとした。（附則第9項関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県県税条例の一部を改正する条例（条例第11号）

1 地方自治法及び地方自治法施行令の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第23条、第35条関係）

2 児童福祉法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第112条関係）

3 施行期日等

（1） この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。（附則第1条関係）

（2） 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2条関係）

◎犯罪被害者等支援条例（条例第12号）

1 犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに県の責務及び県民の役割を明らかにするとともに、その施策の推進に関し必要な事項を定めることにより、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図るといふこの条例の目的について定めることとした。（第1条関係）

2 定義について定めることとした。（第2条関係）

3 基本理念について定めることとした。（第3条関係）

4 県の責務について定めることとした。（第4条関係）

5 県民の役割について定めることとした。（第5条関係）

6 犯罪被害者等支援に関する計画について定めることとした。（第6条関係）

7 市町村に対する支援について定めることとした。（第7条関係）

8 民間支援団体に対する支援について定めることとした。（第8条関係）

9 施策の実施状況の公表について定めることとした。（第9条関係）

10 財政上の措置について定めることとした。（第10条関係）

11 岩手県犯罪被害者等支援審議会の設置等について定めることとした。（第11条～第17条関係）

12 施行期日等

（1） この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。（附則第1項関係）

（2） 岩手県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例の一部を改正することとした。（附則第2項関係）

◎岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第13号）

1 医療法に基づく医療に関する情報の報告の受理等に係る事務を新たに盛岡市が処理することとした。（別表第2関係）

2 高圧ガス保安法及び高圧ガス保安法施行令の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（別表第2関係）

3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく薬局に関する情報の報告の受理等に係る事務を新たに盛岡市が処理することとした。（別表第2関係）

4 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の認可等に係る事務を新たに遠野市及び金ケ崎町が処理することとした。（別表第2関係）

5 施行期日等

（1） この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。（附則第1項関係）

（2） 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）

◎いわて体験交流施設条例の一部を改正する条例（条例第14号）

1 いわて体験交流施設の利用料金の上限額を引き上げることとした。（別表第2関係）

2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例（条例第15号）

- 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（別表第2関係）

2 施行期日

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。（附則関係）

◎県民会館条例の一部を改正する条例（条例第16号）

- 1 県民会館の利用料金の上限額を引き上げることとした。（別表第2～別表第4関係）

2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎公会堂条例の一部を改正する条例（条例第17号）

- 1 公会堂の利用料金の上限額を引き上げることとした。（別表第2関係）

2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎県立体育館条例の一部を改正する条例（条例第18号）

- 1 県立体育館の利用料金の上限額を引き上げることとした。（別表関係）

2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎県立スケート場条例の一部を改正する条例（条例第19号）

- 1 県立スケート場の利用料金の上限額を引き上げることとした。（別表第2関係）

2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎勤労身体障がい者体育館条例の一部を改正する条例（条例第20号）

- 1 勤労身体障がい者体育館の利用料金の上限額を引き上げることとした。（別表関係）

2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎スキージャンプ場条例の一部を改正する条例（条例第21号）

- 1 スキージャンプ場の利用料金の上限額を引き上げることとした。（別表関係）

2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎武道館条例の一部を改正する条例（条例第22号）

- 1 武道館の利用料金の上限額を引き上げることとした。（別表第2関係）

2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎屋内温水プール条例の一部を改正する条例（条例第23号）

- 1 屋内温水プールの利用料金の上限額を引き上げることとした。（別表第2、別表第3関係）

2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎県立自然公園条例の一部を改正する条例（条例第24号）

- 1 県立自然公園の区域をその区域に含む市町村による利用拠点の質の向上のための整備改善に関し必要な協議を行うための協議会の設置及び当該協議会において作成する利用拠点整備改善計画の認定等について定めることとした。（第7条の8～第7条の13関係）
- 2 県立自然公園の区域をその区域に含む市町村による質の高い自然体験活動の促進に関し必要な協議を行うための協議会の設置及び当該協議会において作成する自然体験活動促進計画の認定等について定めることとした。（第16条の6～第16条の10関係）
- 3 特別地域又は集団施設地区区内における利用のための規制の対象行為に、野生動物に餌を与えることその他の野生動物の生態に影響を及ぼす行為で規則で定めるものであって、県立自然公園の利用に支障を及ぼすおそれのあるものを加えることとした。（第16条関係）
- 4 野生動物に餌を与える行為等についての罰則を加え、及び特別地域における行為の許可に係る規定に違反した場合の罰則を引き上げることとした。（第30条、第31条、第33条関係）
- 5 その他所要の改正をすることとした。（第2条、第5条、第6条～第6条の3、第7条の3、第7条の4、第10条、第12条、第14条、第23条～第25条、第29条関係）
- 6 施行期日等
 - (1) この条例は、令和6年6月1日から施行することとした。（附則第1項関係）
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）

◎食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（条例第25号）

- 1 ふぐ処理者の認定について定めることとした。（第8条関係）
- 2 ふぐ処理者認定試験について定めることとした。（第9条関係）
- 3 欠格事由について定めることとした。（第10条関係）
- 4 ふぐ処理者認定証の交付等について定めることとした。（第11条関係）
- 5 認定の取消しについて定めることとした。（第12条関係）
- 6 ふぐ処理者の遵守事項について定めることとした。（第13条関係）
- 7 ふぐを処理する施設の営業者の遵守事項について定めることとした。（第14条関係）
- 8 次に掲げる手数料を徴収することとした。（別表関係）
 - (1) ふぐ処理者認定申請手数料
 - (2) ふぐ処理者認定試験手数料
 - (3) ふぐ処理者認定証書換え交付手数料
 - (4) ふぐ処理者認定証再交付手数料
- 9 その他所要の整備をすることとした。（第15条、第16条関係）
- 10 施行期日等
 - (1) この条例は、令和6年6月1日から施行することとした。（附則第1項関係）
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項～第5項関係）

◎青少年のための環境浄化に関する条例の一部を改正する条例（条例第26号）

- 1 青少年の定義を改めることとした。（第2条関係）
- 2 施行期日
この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎いわて県民情報交流センター条例の一部を改正する条例（条例第27号）

- 1 いわて県民情報交流センターの利用料金の上限額を引き上げることとした。（別表第2関係）
- 2 施行期日
この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎一般職の職員の給料の調整額に関する条例及び福祉総合相談センター条例の一部を改正する条例（条例第28号）

- 1 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴い、次に掲げる条例について所要の整備をすることとした。
 - (1) 一般職の職員の給料の調整額に関する条例（第1条関係）
 - (2) 福祉総合相談センター条例（第2条関係）

2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎社会福祉施設等の事業者等の要件及び設備等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第29号）

- 1 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律により社会福祉法の一部が改正されたことに伴い、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定めるとともに、併せて所要の整備をすることとした。（別表関係）
- 2 その他所要の整備をすることとした。（別表関係）

3 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例（条例第30号）

- 1 後期高齢者医療広域連合から徴収する後期高齢者医療財政安定化基金の拠出金に係る拠出率を引き上げることとした。（第2条関係）

2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎福祉の里センター条例の一部を改正する条例（条例第31号）

- 1 福祉の里センターの利用料金の上限額を引き上げることとした。（別表第2関係）

2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎療育センター条例の一部を改正する条例（条例第32号）

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、療育センターにおいて利用料金を徴収する地域生活支援サービスの範囲を改めることとした。（第4条関係）

- 2 児童福祉法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第1条関係）

- 3 その他所要の整備をすることとした。（第4条関係）

4 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎福祉交流施設条例の一部を改正する条例（条例第33号）

- 1 福祉交流施設の利用料金の上限額を引き上げることとした。（別表第2関係）

2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例（条例第34号）

- 1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第1条、第2条関係）

2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎言語としての手話を使用しやすい環境の整備に関する条例（条例第35号）

- 1 手話が言語であるとの認識の下、手話を使用しやすい環境の整備に関し、基本理念を定め、並びに県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、手話を使用しやすい環境の整備に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって手話を必要とする人を含む全ての人々が共生することができる社会の実現に寄与

するというこの条例の目的について定めることとした。(第1条関係)

- 2 基本理念について定めることとした。(第2条関係)
- 3 県の責務について定めることとした。(第3条関係)
- 4 県民及び事業者の役割について定めることとした。(第4条関係)
- 5 手話を使用しやすい環境の整備に関する施策の策定について定めることとした。(第5条関係)
- 6 県民の理解及び学習の機会の確保について定めることとした。(第6条関係)
- 7 手話による情報発信等について定めることとした。(第7条関係)
- 8 手話通訳を行う者の技能の向上について定めることとした。(第8条関係)
- 9 手話を必要とする幼児等に対する手話の習得機会の提供等について定めることとした。(第9条関係)
- 10 財政上の措置について定めることとした。(第10条関係)
- 11 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎看護職員修学資金貸付条例の一部を改正する条例(条例第36号)

- 1 児童福祉法の一部改正に伴い、看護職員修学資金の貸付け及び償還免除等の対象となる施設にこども家庭センターを加えるとともに、併せて所要の整備をすることとした。(第2条、第3条関係)
- 2 母子保健法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(第2条関係)
- 3 その他所要の整備をすることとした。(第2条関係)
- 4 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎いわて子どもの森条例の一部を改正する条例(条例第37号)

- 1 いわて子どもの森の利用料金の上限額を引き上げることとした。(別表第2関係)
- 2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例(条例第38号)

- 1 子育て支援対策臨時特例基金条例の有効期限を令和7年9月30日まで延期することとした。(附則第2項関係)
- 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)

◎産業文化センター条例の一部を改正する条例(条例第39号)

- 1 産業文化センターの利用料金の上限額を引き上げることとした。(別表第2～別表第4関係)
- 2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎家族旅行村条例の一部を改正する条例(条例第40号)

- 1 岩手県立岩洞湖家族旅行村の利用料金の上限額を引き上げることとした。(別表第2関係)
- 2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎家畜保健衛生所使用料等条例の一部を改正する条例(条例第41号)

- 1 家畜保健衛生所の手数料の額を改定することとした。(第2条関係)
- 2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎緑化センター条例の一部を改正する条例(条例第42号)

- 1 緑化センターの緑化木流通施設の利用料金の上限額を引き上げることとした。(別表関係)

2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎林業技術センター条例の一部を改正する条例（条例第43号）

1 林業技術センターが依頼に応じて行う試験等の手数料の額を増額することとした。（別表関係）

2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎森林公園条例の一部を改正する条例（条例第44号）

1 森林公園の利用料金の上限額を引き上げることとした。（別表第2関係）

2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎水産科学館条例の一部を改正する条例（条例第45号）

1 水産科学館の利用料金の上限額を引き上げることとした。（別表関係）

2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県漁港管理条例の一部を改正する条例（条例第46号）

1 漁港施設の占用料及び公共空地等占用料のうち、電柱類及び地下埋設物を設置する場合の額を増額することとした。（別表第2、別表第5関係）

2 漁港漁場整備法の一部改正に伴い、土砂採取料又は公共空地等占用料を徴収する者の範囲を改めることとした。（第14条関係）

3 漁港漁場整備法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第1条関係）

4 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎海岸休養施設条例の一部を改正する条例（条例第47号）

1 海岸休養施設の利用料金の上限額を引き上げることとした。（別表第2関係）

2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎道路法等の適用を受けない公共用財産の使用等に関する条例の一部を改正する条例（条例第48号）

1 道路法等の適用を受けない公共用財産の使用料の額を改定することとした。（別表関係）

2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（条例第49号）

1 道路の占用料の額を改定することとした。（別表関係）

2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例（条例第50号）

1 漁港区域に係る海岸保全区域の占用料の額を増額することとした。（別表第1関係）

2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎県立都市公園条例の一部を改正する条例（条例第51号）

1 県立都市公園の使用料の額を増額することとした。（別表第2、別表第3関係）

2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎建築基準法施行条例の一部を改正する条例（条例第52号）

1 建築基準法及び建築基準法施行令の一部改正に伴い、次に掲げる申請について手数料を徴収することとした。（第17条関係）

(1) 建築基準法施行令第137条の12第6項の規定に基づく既存の建築物の敷地等と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定の申請

(2) 建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく既存の建築物の道路内の建築に関する制限の適用除外に係る認定の申請

2 建築基準法施行令第137条の16第2号の規定に基づく既存の建築物の移転に関する制限の適用除外に係る認定の申請について手数料を徴収することとした。（第17条関係）

3 その他所要の整備をすることとした。（第6条関係）

4 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎花巻空港管理条例の一部を改正する条例（条例第53号）

1 空港の占用料の額を増額することとした。（別表第2関係）

2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県港湾施設管理条例の一部を改正する条例（条例第54号）

1 港湾施設の使用料の額を増額することとした。（別表第1関係）

2 港湾施設の占用料の額を増額することとした。（別表第2関係）

3 施行期日等

(1) この条例は、令和6年5月1日から施行することとした。（附則第1項関係）

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）

◎野外活動センター条例の一部を改正する条例（条例第55号）

1 野外活動センターの使用料の額を増額することとした。（別表第2関係）

2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎青少年の家条例の一部を改正する条例（条例第56号）

1 青少年の家の附属の施設の使用料の額を増額することとした。（別表第1関係）

2 岩手県立県北青少年の家の附属の施設（スケート場）の利用料金の上限額を引き上げることとした。（別表第2関係）

3 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎美術館条例の一部を改正する条例（条例第57号）

1 常設展観覧料の額を増額することとした。（別表第2関係）

2 施行期日

この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例（条例第58号）

1 猟銃に係る技能講習手数料を増額することとした。（別表第6関係）

2 警備業法の一部改正に伴い、次に掲げる手数料を廃止するとともに、併せて所要の整備をすることとした。（別表第9関係）

(1) 警備業認定証再交付手数料

- (2) 警備業認定証書換え手数料
- 3 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の一部改正に伴い、次に掲げる手数料を廃止するとともに、併せて所要の整備をすることとした。(別表第10関係)
 - (1) 自動車運転代行業認定証再交付手数料
 - (2) 自動車運転代行業認定証書換え手数料
- 4 探偵業の業務の適正化に関する法律の一部改正に伴い、次に掲げる手数料を廃止するとともに、併せて所要の整備をすることとした。(第2条、別表第11関係)
 - (1) 探偵業届出証明書交付手数料
 - (2) 探偵業変更届出証明書交付手数料
 - (3) 探偵業届出証明書再交付手数料
- 5 施行期日
この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。(附則関係)